

# B・D・J 会 則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、ボールルームダンス・ジャパンと称し、英文名を[ Ballroom Dance Japan ] (B.D.J.と略称する) という。

第2条 本会の本部を 東京都中央区日本橋浜町2丁目33番4号 に置く。

第3条 本会は、ボールルームダンスの国内及び国際的な普及、並びに技術の向上に努め、国際的競技会への選手、審査員等の派遣、並びに諸外国との国際親善、交流に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 I P D S Cへの加盟並びにそれに伴うその他付随業務
- 2 その他、ボールルームダンスの普及、発展に係る事業

## 第2章 会 員

第5条 本会員は、本会の目的並びに趣旨に賛同した者とする。

第6条 本会に入会を希望するものは、所定の手続きを要し、役員会の承認を得ることとする。

第7条 本会の会員が次の各号の1つに該当するときは、その資格を失う。

- 1 本会の目的に背反する行為をおこない、本会の統制を著しく乱したとき。
- 2 故意、又は重大な過失により、本会の威信を傷つけたり、損失をあたえたとき。

## 第3章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 会 長             | 1名  |
| 2 副会長             | 2名  |
| 3 理 事 (会長、副会長を含む) | 8名  |
| 4 監 事             | 若干名 |
| 5 顧問・相談役          | 若干名 |

第9条 本会役員任期は3年とし、再選を妨げない。

第10条 会長は理事会において選任し、本会を代表してこれを統括する。

第 11 条 副会長は、会長が理事のうちより指名する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 12 条 理事は、総会において選任し、会長が委嘱する。理事は、理事会を構成し会務の執行に当たる。

第 13 条 理事 8 名中、JPBDA 及び JCF より 1 名ずつ、残りの 6 名は、JBDF の会員の中から選出することとする。

第 14 条 監事は総会において会員のうちより選出し、会長が委嘱する。

第 15 条 顧問、相談役は理事会の推挙に基づき、会長がこれを委嘱する。

第 16 条 JPBDA 及び JCF より選出される理事候補者は改選の年の 4 月末日までに JBDF 本部に提出するものとする。

## 第 4 章 会 議

第 17 条 本会の会務を遂行するため、次の会議を置く。

- 1 総 会
- 2 理事会
- 3 理事会で必要と認めた会議
- 4 その他、会長が必要と認めた会議

第 18 条 定時総会は、毎年 5 月末日までに開催し、会長がこれを召集する。

但し、特段の要件の無い場合、書面による評決、又は会長からの、会員への通知をもって換えることもある。

第 19 条 臨時総会は、次の場合に開催し会長がこれを召集する。

- 1 理事会において必要と認めたとき
- 2 会員の 2 分の 1 以上の署名による招集請求があったとき

第 20 条 総会を招集するときは、開催日の 10 日前までに会議の目的、その内容、日時及び場所を会員へ通知しなければならない。

第 21 条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者会員の過半数で決する。賛否同数のときは、議長の裁定による。

第 22 条 出席できない会員は、他の会員又は会長に議事の内容について一任することができる。その場合は出席したものと認められる。

第 23 条 総会の協議事項を記録するため、議事録には会員のうちより選任された代表 2 名と議長の署名捺印を要する。

第 24 条 理事会は、会務の遂行に必要と認めたとき、または理事の 2 分の 1 以上の請求があるとき、会長が召集する。

第 25 条 理事会の招集は、開催日の 3 日前までに日時、場所及びその内容を各理事に通知する。

第 26 条 理事会の議事は、理事の半数以上が出席し出席理事の過半数以上で決するものとし、賛否同数のときは会長の裁定による。

第 27 条 会長は、理事会を招集する必要を認めない事項については、書面によりその可否を求め議決することができる。

第 28 条 理事会は、常例的なもの或は軽易なものについては、会長に委任することができる。

第 29 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、他の理事または議長に評決を委任することができる。この場合においては、出席した理事とみなす。

第 30 条 会長は、必要と認める者を役員会にオブザーバーとして出席させることができる。オブザーバーは議長の許可をえて、発言することができる。但し、議決権は無い。

## 第 4 章 会 計

第 31 条 本会は、次の収入により運営を行う。

- 1 会費
- 2 事業益金
- 3 寄付金
- 4 その他の収入

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 33 条 理事会は、年度終了後に、速やかに前年度の事業報告及び収支決算を作成し、監査を経て総会の承認をえなければならない。

第 34 条 理事会は、年度終了直前に、次年度の事業計画及び収支予算を作成し、総会の承認をえなければならない。

## 第 5 章 事務局

第 35 条 本会の事業を遂行するために事務局及び事務局長を置く。

- 2 事務局は財団法人日本ボールルームダンス連盟事務局が代行する。

## 第6章 解 散

第36条 本会は、理事会及び総会において、出席者の3分の2以上の決議を経て、かつ、財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「連盟」という）の常務理事会の承認を得て、解散することができる。

第37条 本会が解散するときに存する、権利・義務は、連盟の理事会及び評議員会の議決を経て、連盟が引き継ぐことができる。

## 第7章 附 則

1. 本会則に必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。
2. 本会則は平成23年1月26日より施行する。
3. 第12条の規定に係わらず、本会設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとする。

# 入 会 申 込 書

ボールルームダンス・ジャパン（B・D・J）

会 長 田 邊 重 光 殿

私は貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

住 所 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_ F A X : \_\_\_\_\_

所属団体又は総局 : \_\_\_\_\_ 教師 ・ 選手 :

B. D. J. に入会を希望する方は、この申込書に記入の上、J. B. D. F. 事務局までご送付下さい。郵送、Fax、メール、何れでも構いません。